

事務連絡
平成29年4月28日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課

御中

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の送付について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

要保護児童対策地域協議会の設置及び運営に関しては、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（雇児発第0225001号平成17年2月25日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により運用されているところですが、今般、厚生労働省において本指針の一部を改正し、平成29年4月1日から適用することとしたので、お知らせいたします。

本指針の新旧対照表については、厚生労働省ホームページの下記URLにてご確認いただけます。

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161701.pdf>)

各都道府県・指定都市教育委員会担当課、各都道府県私立学校主管課、附属学校を置く各国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課におかれては、本指針を踏まえ、地域の実情に応じて要保護児童対策地域協議会が設置・運営されるよう、その内容についてご了解いただくとともに、添付資料別添2「市町村子ども家庭支援指針」（平成29年3月31日付け雇児発0331第47号（抄））も踏まえつつ、関係機関と適切な連携に努めていただくようお願いいたします。

また、本事務連絡について、域内の市町村教育委員会、所管の学校等に対して周知くださいますようお願いいたします。

なお本件について、各都道府県知事・指定都市長に対しては、厚生労働省より送付がなされていますので、その旨申し添えます。

(添付資料)

- ・要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について

【本件連絡先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 生涯学習政策局
男女共同参画学習課 家庭教育支援室
TEL：03-5253-4111（内線3073）